

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称: コートジボワール国主要作物・畜産物サプライチェーン強化のための情報収集・確認調査(QCBS)

調達管理番号: 23a00367

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年8月30日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年8月30日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：コートジボワール国主要作物・畜産物サプライチェーン強化のための情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年11月～2024年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

コートジボワール事務所

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 9月 5日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 9月 12日 12時
3	質問への回答 9月6日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 9月 11日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年 9月 15日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年 9月 22日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 10月 11日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」

- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）～4）の経費と5）～6）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
 - 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある</u> 。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても</u> 、 <u>本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある</u> 。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① （価格評価点）＝最低見積価格＝100点

② （価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「コートジボワール国主要作物・畜産物サプライチェーン強化のための情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

農業はコートジボワール経済をけん引する主要産業であり、GDPの26%を占める他、全就業人口の43%が農業に従事しており、国民の重要な収入源となっている。カカオに代表される換金作物の生産量は、世界でも上位に位置付けられており、カカオ、カシューはいずれも世界第一位、パーム油は世界第二位、コットン、コーヒーはアフリカ第三位、マンゴーは欧州連合（EU）向け世界第三位の生産量を誇る（2019年、コートジボワール計画・開発省）。2021年時点で農作物の輸出額は同国の全輸出額の65%に上っており、農業は当国の開発政策上重要なセクターとなっている。また、同国の畜産物需要は極めて旺盛で、北部のブルキナファソやマリなどを含む内陸国からの輸入が行われており、西アフリカ域内における家畜貿易の重要な市場となっている。

当国政府は、「第二次国家開発計画（Plan National de Developpement）」（2021年～2025年）において、農作物生産高の年平均成長率7.5%を掲げ、課題となっている農作物の生産性向上を目指してきた。また、「第二次国家農業投資計画（Programme National d' Investissement Agricole de deuxième génération）」（2018年～2025年）においては、農業を競争力のある持続可能な基幹産業として育成することとしており、①一次産業の発展、②環境に配慮した生産システムの強化、③農業地域の発展や市民の福利を志向した包括的な成長を戦略的目標として掲げている。この他、農業

分野への民間の参入を後押しすべく、8年間で4.3兆FCFA（約8,000億円）を同分野に投資する計画としている。

これまでJICAは、当国の食用作物の生産性および生産量の低さを背景に、国内消費量の半分を輸入に頼るコメを対象に、国産米振興、産業化のための技術協力等を実施してきた。また、換金作物においては、強靱なサプライチェーン構築を後押しすべく、カカオ、コットン等の生産から加工、流通まで関与する農作物・食糧メジャーへの投融资可能性について検討している。これら協力の背景にも紐づくものとし、当国の農業セクターは、いずれの作物等においても、ヘクタール当たりの収量が低い、国内加工率が低い、廃棄率が高いといった問題を抱えている。特に食用作物、畜産物では低い生産性、サプライチェーンの未整備などにより自給率が低く、換金作物では一次産品の輸出が大半であるため付加価値化が図れていない。また、換金作物においては、農民の低い収益、児童労働、森林保護区域での営農など、輸出に至る過程での課題が確認されており、輸出先の欧州での規制強化等に伴い、より透明性の高いサプライチェーンの構築が求められている。

これらを踏まえ、各作物等を透明性が高く、持続的なサプライチェーンに確実に組み込み、産業クラスター化ならびに輸出促進を図ることにより、各課題への対応を図ることが、当国農業セクター開発における有用な指針となっている。このため本調査では、当国の農業セクターにおいて持続的なサプライチェーンを構築・強化すべく、あらかじめ選定された主要作物・畜産物において、生産から流通・加工における課題の分析を行い、今後の協力案を検討することとする。

第3条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査は、コートジボワールの主要作物・畜産物のサプライチェーン強化を図るべく、①カカオおよびコットンセクターにおいて持続的なサプライチェーン構築、サプライチェーン透明化・トレーサビリティ確保にかかる課題、また②野菜（ジャガイモ、タマネギ）、果物（マンゴー）、畜産物（乳・乳製品、レッドミート）セクターにおいてサプライチェーン構築ならびにコールドチェーン整備にかかる課題を分析し、課題解決に資する施策（案）を提案することを目的とする。

(2) 現地関係機関

現地調査で情報収集することが想定される政府機関は以下のとおり。まず省庁と面談し、調査内容を説明した上で、各実施機関との面談の要否を確認することとする。政府機関のコンタクト先など詳細については、JICA から調査前に共有する。

	省庁	実施機関
カカオ	農業省 (MEMINADER)	コーヒー・カカオ評議会 (Conseil du Café-Cacao)
コットン	農業省 (MEMINADER)	コットン・カシュー評議会 (Conseil du Coton et l' Anacarde)
野菜	商業省 (Ministry of Commerce) / 農業省 (MEMINADER)	農作物商業化支援局 (Office d' aide à la commercialisation du vivrier)
果物	農業省 (MEMINADER)	-
畜産物	動物水産資源省 (MIRAH)	農村開発支援局 (ANADER)

第4条 調査実施の留意事項

(1) カカオ、コットン：持続的なサプライチェーン構築およびサプライチェーン透明化・トレーサビリティ確保にかかる調査方針

カカオ、コットンは、世界有数の生産量を有す一方で、持続的・透明性の高いサプライチェーンの観点において課題を抱えており、例えばカカオセクターでは、生産性の低さ等から農家は国内のカカオビジネス全体の6.6%の収益しか享受できておらず、製造(35.2%)と小売(44.2%)に約8割と大半の収益が集中している。また、カカオ農園の15.0%が保護林地区内で営農しており、違法な保護林の伐採に繋がる栽培が課題となっている。コットンセクターにおいても、カカオセクターと同様に農家の収益は低く、生計向上が課題となっている。政府、関連企業は、輸出先の基準厳格化も踏まえ、安定的な輸出を図る方策の一つとし、持続的なサプライチェーンの構築、サプライチェーン透明化・トレーサビリティ確保を重視しており、①収益が限定的な農家の生計向上、②農家の収益向上に繋がる作物の品質改善、③児童労働の防止、④違法な森林伐採の防止、⑤クリーンな買付を保証する生産流通システム導入にかかる施策を実施している。

本調査では、これら施策の実施状況について明らかにした上で、今後さらに取り組みが必要な課題について、文献調査（含む、他国先進事例の調査）および現地踏査を通じて明らかにし、JICAによる具体的な協力案を提案することとする。また、①～⑤以外の施策についても、⑥その他として、施策の有無を確認の上、課題分析、協力案の提案を行う。

（２）カカオ、コットン：農作物・食糧メジャー企業と連携案の検討

カカオ、コットンセクターにおいては、関連の大企業が買付、流通、加工、輸出を一手に担い、上述①～⑤などの施策について、政府とならび企業が何らかの取り組みを実施していると考えられる。これを踏まえ、JICA 協力案を検討する際、キープレイヤーである企業から十分に情報収集を行い、連携可能性を検討する（例：海外投融資あるいは企業の取組と並行して実施する、無償資金協力もしくは円借款によるインフラ整備、政策借款、セクターローン、技術協力等）。

具体的には、当地に現地法人を有す農作物・食糧メジャーである A 社（企業名は JICA より受注者に共有予定）では、コットン生産者の生計向上のための取組を実施予定であり、ドナーとの連携を検討中との情報を得ている。A 社含む、各企業にインタビューを行い、取組状況等を確認する。なお、その際各企業の個別情報につき、他社への漏洩がないよう、十分留意すること。

（３）野菜（ジャガイモ、タマネギ）、果物（マンゴー）、畜産物（乳・乳製品、レッドミート²）：サプライチェーン構築およびコールドチェーン整備にかかる調査方針

コートジボワールの園芸作物においては高い廃棄率が課題となっており、背景として、冷蔵倉庫や、冷蔵設備を備えるトラックが運用されていないなど、コールドチェーンの未整備が挙げられる。これに加えサプライチェーンも脆弱であり、産業化がなされておらず、消費量の多いジャガイモ、タマネギなどにおいても自給率が低い。また輸出作物であるマンゴーでは、コールドチェーン未整備により、収穫可能時期が縮減している他、生産地から都市部への輸送過程での廃棄量の多さが課題となっている。コールドチェーンの未整備は、畜産物の加工・流通量にも影響を与えており、旺盛な国内需要を満たせていない。また、レッドミートは北部のブルキナファソ、マリなどから輸入されており、国内における強靱なサプライチェーン構築、コールドチェーン

² 牛肉や羊肉など赤色の濃い肉を指す。レッドミートに対して、鶏肉、子牛肉、豚肉、家兔肉など、赤色のあまり濃くないものをホワイトミートと呼ぶ（公益財団法人日本食肉消費総合センター）。

整備を図ることにより、畜産物の流通ロスの削減、食品衛生の向上、そして西アフリカ域内経済の活性化に資することが期待される。

本調査では、作物・畜産物別に、産業化を図るべく、サプライチェーン整備およびコールドチェーン整備における課題について、文献調査、現地踏査を通じて確認し、JICAによる具体的な協力案を提案することとする。また、特に畜産物においては、これら整備における域内経済へのインパクトについても確認する。

（４）野菜（ジャガイモ、タマネギ）、果物（マンゴー）、畜産物（乳・乳製品、レドミート）：日本企業との連携の検討

特にコールドチェーン整備において、本邦技術の活用、日本企業との連携について検討することとする。PPPの他国事例として、ナイジェリアでは国有地に近代的な牧場を作り、北部の遊牧民の家畜を集約し育て（フィードロット）、連携する企業が物流等を担う事業を行っている。本事業は、国内流通量を増やすのみならず、多数の仲介業者を介さない経営を行うことで、生産者である遊牧民の生計向上に資することが想定される。コートジボワールにおいても、既存の生産・流通の構造、課題を把握した上で、日本企業との連携可能性を検討する。なお、PPP（海外投融資）に加えて、企業の動きと連動した、円借款、無償資金協力、技術協力の可能性も考慮に入れる。

（５）DX、GX技術の活用、気候変動対策に資する協力案の検討

JICAの各協力案を検討するにあたり、政府による生産流通システムの導入、森林伐採防止のための農地センサス、またその他の課題について調べ、可能な限りDX（デジタルトランスフォーメーション）、GX（グリーントランスフォーメーション）にかかるとする（例：政府、関連企業などが農家の情報を集めるために必要な技術の確認、これに応用可能な技術を有す企業の確認、連携可能性の確認）。検討の際は、適宜他国事例、他ドナー事例などの情報を収集しつつ、具体的な協力の手法、効果を示す。なお、JICAは[コートジボワール国におけるブロックチェーンを活用した児童労働の防止に係る調査](#)（2022年）を実施した。

（６）調査対象地域、対象者の選定

本調査では、サプライチェーンを構成する関連大企業、中小企業（仲買人等）、生産者となる農家、遊牧民などへの聞き取りを通じ、現状・課題を確認すべく、現地踏

査を実施することとする。これにあたり、政府、関係機関、関連企業などから情報収集し、適切な視察先、対象者を選定する。

(7) 課題の発掘および分析

本調査では、調査対象とする各作物・畜産物について、設定したテーマ（持続的なサプライチェーン構築、コールドチェーン整備等）ごとに、①現状の把握、②課題の発掘・分析、③協力案の提案を行うこととしている。本調査の実施を経て、今後 JICA が新規協力案を策定するにあたり、前提となる課題が的確かつ網羅的に抽出され、分析、説明されていることが特に重要と考えられる。これを踏まえ、本調査では、文献調査・適宜の現地踏査による現状の把握をできるだけ効率的に行った上で、現地踏査も含めつつ課題発掘・分析を重点的に行い、協力案の提案に繋げることとする。

(8) ドナーの動向確認の際の留意事項

カカオにおいてはその輸出先として、また乳、乳製品においては酪農の技術・経験での優位性等を踏まえ、外国企業、あるいは他ドナー等の支援が先行して行われていると想定される。他ドナーによる既往の協力内容についても情報収集の上、JICA がさらに協力可能な内容について検討・確認を行う。

(9) 既存資料の活用

本調査の実施にあたっては、JICA および他ドナーなどによる実施済みの調査結果を活用し、より効率的な調査を行うこととする。JICA が実施した関連の調査は以下のとおり。[Market research of high priority investment sectors in Côte d'Ivoire](#) (2021)

(10) コートジボワール側との意見交換、調査結果の説明

本調査においては、先方政府の政策・優先課題に合致し、先方に意向に沿った協力案を検討する。現地調査の最終段階では、情報収集結果を整理し、課題にかかる分析結果を説明の上、協力案について提案し、先方政府、特に持続的なサプライチェーン構築ならびにサプライチェーン透明化・トレーサビリティ確保にかかる協力案については、現地の食糧メジャーなど関連大企業などから意見を徴収した上で、最終的な報告書にとりまとめることとする。

第5条 調査の内容

【国内準備作業（2023年10月下旬～11月上旬）】

（1）インセプション・レポートの作成・準備

調査項目にかかる既存の資料を整理し、調査の基本方針、調査方法、調査スケジュール、要員計画等を検討する。それらを踏まえ、インセプション・レポート（仏文および和文、PPT形式）を作成し、JICAの承認を得る。

また、現地渡航前に調査概要に関する説明ペーパー（PPT形式）を準備し、現地関係機関への説明や協力依頼に活用する。

（2）既存の開発計画、他ドナー支援状況等にかかる情報収集

コートジボワール農業セクター、特に換金作物、食用作物、畜産物のサプライチェーン構築にかかる開発計画、実施状況、今後の計画について情報収集する。また、関連の他ドナーをリストアップし、支援状況について情報収集する。

加えて、コールドチェーン整備について本邦企業に優位性のある技術について情報収集し、関連日本企業を事業概要とともにリストアップする。

国内で収集が難しい情報については、現地調査で引き続き情報収集を行うこととする。

【第一回現地調査（2023年11月上旬～12月下旬）】

（3）コートジボワールにおける農業・畜産政策の状況確認

- 国家開発戦略における農業・畜産政策（含むサプライチェーン構築）の政策的
位置づけ
- 農業（換金作物、食用作物）、畜産にかかる政策・開発計画
- 農業（換金作物、食用作物）、畜産にかかる行政組織、政策の執行体制
- 新型コロナウイルス感染症およびロシア・ウクライナ紛争の世界的な食糧流通
の影響を受けた政府の対応

（4）カカオ、コットン：持続的なサプライチェーン構築およびサプライチェーン透明化・トレーサビリティ確保にかかる課題分析・支援策提案

1）課題分析

各作物別に、以下の調査を実施する。

- サプライチェーンを構成するステークホルダー、各役割、相関関係（既往調査のレビュー）
- 生産地マッピング、大企業（加工業者、輸出業者）の各生産地からの買付状況、加工、輸出体制（含む、輸出時検査体制）
- 持続的なサプライチェーン構築、サプライチェーン透明化・トレーサビリティ確保にかかる国際基準制定の動向、コートジボワールのカカオ、コットン・サプライチェーンへの影響
- 政府、関係機関、関連大企業、他ドナーによる、持続的なサプライチェーン構築およびサプライチェーン透明化を阻害する以下課題への取組状況（①収益が限定的な農家の生計向上、②農家の収益向上に繋がる作物の品質改善、③児童労働の防止、④違法な森林伐採の防止、⑤クリーンな買付を保証する生産流通システム導入、⑥その他課題）
- ①収益が限定的な農家の生計向上、②農家の収入向上に繋がる作物の品質改善、③児童労働の防止、④違法な森林伐採の防止、⑤クリーンな買付を保証する生産流通システム導入、⑥その他課題にかかる、コートジボワール国内の実態・具体的な課題／また右調査を行うにあたり、サプライチェーンを構成する関連大企業、中小企業（仲買人等）、村落・農家（各要選定）のプロファイル（例：大企業、中小企業の役割・収益構造／契約農家の収入・生活環境・労働条件／大企業、農家間の買付における取引上の特性・課題等）（本項にかかる調査は、適宜関連企業、農家等を踏査しながら行う³。）

2) 支援策提案

- 調査内で確認した課題を踏まえ、持続的なサプライチェーン構築、サプライチェーン透明化・トレーサビリティ確保のために必要となる施策
- JICA の具体的な協力内容（海外投融資、円借款、無償資金協力、技術協力等による）（各協力案において、DX・GXに係るアプローチの導入、気候変動対策に資する案についても検討する）

³ 同現地踏査にかかる手法について、プロポーザルで提案を行う。現地踏査は①～⑥の施策等につき、各サプライチェーンのアクターの現状を確認し、今後更に取り組みが必要な課題について明らかにすることを目的とする。プロポーザルでは、現地踏査の際の調査手法（調査計画、調査相手、プロファイルにおける調査内容等）について想定し、提案することとする。また、現地踏査については、現地事情に精通した人材を活用すべく、現地再委託の活用を可とする（定額計上 132 万円）。プロポーザルでは、現地人材（コンサルタント）の活動計画、業務内容についても、提案することとする。

- 連携可能性のある現地企業、本邦企業、他ドナーおよび連携内容
- 協力可能性のある地域

【第二回現地調査（2024年1月上旬～2月中旬）】

（5）野菜（ジャガイモ、タマネギ）、果物（マンゴー）、畜産物（乳・乳製品、レッドミート）：産業クラスター化に向けたサプライチェーンおよびコールドチェーン整備にかかる課題分析・支援策提案

1）現状・課題分析

各作物・畜産物別に以下の調査を実施する。

- サプライチェーンを構成するステークホルダー、各役割、相関関係
- 野菜（ジャガイモ、タマネギ）、果物（マンゴー）：サプライチェーンの現状（指定作物の地域的分布、肥料・種苗へのアクセス、灌漑等施設・農機へのアクセス、流通、市場、年間の国内需給・需要の変動、自給率および輸入の現状、特にマンゴーは輸出の状況、また地域ごとに政策的に振興されている作物等）
- 畜産物（乳・乳製品、レッドミート）：サプライチェーンの現状（家畜の分布・推定頭数、飼料の生産・供給、繁殖・育種、上流からの家畜集積体制・家畜市場（生体取引）の実態、フィードロット有無、流通・加工の現状、自給率および輸入の現状、輸出の現状等）
- サプライチェーン構築にかかる課題（輸送コスト、多数中間業者介入による生産者の収益減、流通チャンネル、加工の実態、情報・データの整理状況、金融アクセス・投資の状況、気候変動の影響、その他調査中に確認された課題）
- コールドチェーン整備の現状、課題（廃棄率、冷蔵保存施設・輸送手段、コスト、民間参入の状況等）

（上述の野菜、果物、畜産物にかかるサプライチェーンの現状および構築にかかる課題、コールドチェーン整備の現状および課題については、適宜関連企業、農家等を踏査しながら行う⁴。）

⁴ 同現地踏査にかかる手法について、プロポーザルで提案を行う。プロポーザルでは、現地踏査の際の調査手法（調査計画、調査相手、調査内容等）について想定し、提案することとする。また、現地踏査については、現地事情に精通した人材を活用すべく、現地再委託の活用を可とする（定額計上132万円）。プロポーザルでは、現地人材（コンサルタント）の活動計画、業務内容についても、提案することとする。

- サプライチェーン構築・コールドチェーン整備にかかる政府、関係機関、関係企業、他ドナー等による施策・取組状況・今後の計画（特にレッドミートについては政府の輸出政策の有無、ある場合の課題、輸出時の衛生基準の実態）（動物由来食品の衛生管理能力については WOH（国際事務局）による [PVS \(Performance of Ceterinary Service\) 評価レポート](#) を参照のこと。コートジボワールのレポートはウェブ上非公開のため、レポートの有無を政府機関に確認し、適宜入手・情報収集する。）
- コールドチェーン事業に参入する本邦企業のアフリカおよびコートジボワール進出状況、進出計画、ビジネス概要、ODA によるコールドチェーン整備事業⁵

2) 支援策提案

- コートジボワールにおけるコールドチェーン整備にかかる本邦企業の参入機会
- 調査内で確認した課題等を踏まえ、サプライチェーン構築、コールドチェーン整備に必要となる施策
- JICA の具体的な協力内容（海外投融資、円借款、無償資金協力、技術協力等による）（各協力案において、DX・GX に係るアプローチの導入、気候変動対策に資する案についても検討する）
- 連携可能性のある現地企業、本邦企業、ドナーおよび連携内容
- 協力可能性のある地域

(6) ドラフトファイナルレポートの作成・説明

これまでの調査結果を取りまとめ、ドラフトファイナルレポートを作成し、JICA に説明の上、了解を得る。また、ドラフトファイナルレポートの概要をまとめた PPT 形式の説明資料を作成し、それを基に連携可能性が想定される関連企業や他ドナーに説明を行い、フィードバックを得る。なお、調査で得たデータ等については JICA にすべて提出することとする。

⁵ 本邦企業の参入機会にかかる調査手法について、プロポーザルで提案を行う。本調査では、特にコールドチェーン整備の分野で強みをもつ本邦企業が、どのような形で関連ビジネスに参入できるか情報収集を行う。（なおサプライチェーン構築にかかる課題発掘の過程で、本邦企業が参入可能なビジネスが確認された場合は、かかる提案を妨げない。）プロポーザルでは、どのように本邦企業から情報収集を行う計画か、想定を示すこととする。

【国内作業（2024年2月中旬～2月下旬）】

（7）ファイナルレポートの作成・説明

関係者から得たフィードバックを反映し、JICA 協力案にかかる提案を最終化した上で、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

第6条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における最終成果品はファイナルレポートとし、提出期限は契約履行期間の末日とする。なお、すべての報告書について、電子データをメール等で提出すること。また、報告書提出にあたって和文・仏文の校閲を行うこと。

報告書	提出期限	部数
インセプション・レポート	2023年10月下旬	和文、仏文 ⁶ データ (MS Power Point形式)
ドラフトファイナルレポート、収集資料一式	2024年2月上旬	和文、仏文データ (MS Word形式、Ms Powerpoint形式)
ファイナルレポート（要約含む）	契約履行期間の末日 2024年2月下旬	和文4部、仏文7部（製本） CD-R各言語1部（MS PDF形式）

※ファイナルレポートについては、調査結果の概要を10ページ程度で取りまとめ、報告書の冒頭部分に入れる。

※ファイナルレポートの仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

※報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、品質の担保に当たり提出前に査読を行う。仏文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意すること。当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を必ず受けること。

※報告書には収集資料一式（含む、収集資料、面談議事録、画像集）を別添または別冊として含めること。収集資料については、分野別に整理してリスト化した上で発注者に

⁶ 報告書等の仏文への翻訳・ネイティブチェックに関しては、（見積もりに含め）コンサルタント側で対応願います。

提出する。うちインターネット上でデータの確認が可能なものには、情報源として使用した URL を記載する。

※上記の提出物の他に、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各種報告書の和文要約等、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	課題分析のための現地踏査における調査の手法	第5条 調査の内容 (4) 持続的なサプライチェーン構築およびサプライチェーン透明化・トレーサビリティ確保にかかる課題分析・支援策提案 (5) 産業クラスター化に向けたサプライチェーンおよびコールドチェーン整備にかかる課題分析・支援策提案
2	本邦企業の参入機会にかかる調査手法	第5条 調査の内容 (5) 産業クラスター化に向けたサプライチェーンおよびコールドチェーン整備にかかる課題分析・支援策提案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：サプライチェーン分析、トレーサビリティ分析

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／サプライチェーン分析

➤ 産業・社会分析

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5.78 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／サプライチェーン分析）】

- ① 類似業務経験の分野：サプライチェーン調査における各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域および全途上国
- ③ 語学能力：英語（仏語が出来ることが望ましい）

【業務従事者：産業・社会分析】

- ① 類似業務経験の分野：農村での経済・社会調査、農業セクターにおける産業化調査
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域および全途上国
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年11月～2024年3月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 9.91人月（現地：7.26人月、国内：2.65人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／サプライチェーン分析（2号）
- ② 産業・社会分析（3号）
- ③ 企業倫理・トレーサビリティ分析
- ④ 畜産物サプライチェーン分析

3) 渡航回数を目途 全5回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 現地踏査による調査
- 現地踏査前後における関連の情報収集および情報整理

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

なし

2) 公開資料

- [Market research of high priority investment sectors in Côte d'Ivoire](#) (2021)
- [コートジボワール国におけるブロックチェーンを活用した児童労働の防止に係る調査](#) (2022)
- [アフリカ地域 サブサハラアフリカにおける食糧安全保障・営業改善のためのフードバリューチェーン開発に係る基礎情報収集・確認調査](#) (2020)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務に先立ち「JICA 安全対策措置」を十分に確認し、渡航前に必要な事前準備を行ってください。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録（3 か月以上の渡航は在外公館へ在留届を提出）してください。JICA ホームページ上の「安全対策研修・訓練」を確認し、JICA 安全対策研修を受講してください。

渡航計画を JICA に提出し、現地作業期間中は安全管理に十分注意してください。コートジボワールへの渡航前には、コートジボワール事務所による渡航承認が必要となります。渡航承認申請・届出のメール件名冒頭に【渡航承認申請】と記載の上、渡航の 5 営業日前までにコートジボワール事務所への承認依頼をお願いします。その際、「安全管理情報提供シート」「緊急時連絡先」「保険証券（写）」を必ず添付ください。宿泊先は、原則としてコートジボワール事務所指定のホテル（安全確認済み）に限定します。指定ホテルについては、コートジボワール事務所に確認ください。深夜（22 時～翌 5 時）の外出は禁止します。業務上の活動は、原則として 20 時までには終了するよう計画を立ててください。また、常に携帯電話を携帯し、連絡がとれる体制をとってください。

アビジャン以外の地域への業務出張は、渡航後別途コートジボワール事務所による承認が必要となります。遅くとも 3 営業日前まで（日帰りの場合は前営業日前まで）に、コートジボワ

ール事務所に、出張者、滞在日程、連絡先、滞在先を明記し、移動申請を行ってください。日没後の都市間移動は禁止します。特に地方都市発着の場合、日の出前や日没後の移動が生じないように、余裕を持った計画を立ててください。

現地の最新の治安状況、移動手段等については、コートジボワール事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を得るよう留意してください。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

(2) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

48,734,000円（税抜）

なお、定額計上分 1,380,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（4）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（5）定額計上について

定額計上した各経費について、上述（4）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	村落・農家調査	「第2章 特記仕様書案 第5条 調査の内容(4)および(5)」	1,320,000円	関連調査一式、出張旅費(交通費、宿泊費)	再委託費
2	収集資料翻訳(仏→英) ⁷	「第2章 特記仕様書案第5条調査の内容」	60,000円	資料等翻訳費	一般業務費

(6) 見積価格について、

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(7) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒ドバイ⇒アビジャン

(8) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(10) その他留意事項

1) 調整単価が設定されている場合) コートジボワール国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律15,500円/泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の通減は適用しません。

⁷ 収集資料の仏語から英語への翻訳については、インターネットの翻訳機能も併用することとし、これが困難な場合などに、外部への翻訳にかかる業務依頼を行うこととする。

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/サプライチェーン分析</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/○○○○○</u>	(—)	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>産業・社会分析</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	

ウ) 語学力	3
エ) その他学位、資格等	3